

②保険料「所得割額」の軽減 **改正**

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人へ適用されていた「所得割額」の2割軽減措置は平成30年度から廃止されます。

③保険料「均等割額」の軽減 (2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を広げます)

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成29年中の総所得金額等の合計額が
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、世帯内の被保険者全員の所得が0円となる人。 ※年金所得は(年金収入-80万円)で計算。 ※特別控除(15万円)の適用はありません。
8.5割軽減	「33万円」以下の世帯
5割軽減	「33万円」+27.5万円×世帯の被保険者数 以下の世帯 (改正 27万円→27.5万円へ)
2割軽減	「33万円」+50万円×世帯の被保険者数 以下の世帯 (改正 49万円→50万円へ)

高額療養費の自己負担限度額が変わります

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、お住まいの市町村担当窓口へ申請して広域連合が認めた場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後日支給されます。(該当者には初回のみ申請書を送付します。2回目以降は申請の必要はありません。)

平成30年8月診療分から自己負担限度額が下表のとおり一部改正されます。**現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの方は、申請により医療機関での支払額を限度額までとする限度額適用認定証が発行されますので、1か月に医療機関での支払が高額になる人は、限度額適用認定証の申請をして交付を受けてください。**

(限度額適用認定証を提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。ただし、その場合でも下表の限度額を超えて支払われた額は、申請により高額療養費として後日支給されます。)

自己負担限度額(月額)平成29年8月～平成30年7月まで

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] 注1
一般	14,000円 注2	57,600円 [44,400円] 注1
住民税非課税 区分Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税 区分Ⅰ (世帯所得0円など)		15,000円



自己負担限度額(月額)平成30年8月～

適用区分	外来+入院(世帯ごと)
改正 現役並み所得者 Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [140,100円] 注3
Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [93,000円] 注3
Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,000円] 注3

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一般	改正 18,000円 注2	57,600円
住民税非課税 区分Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税 区分Ⅰ (世帯所得0円など)		15,000円

注1 []内は過去12カ月以内に[外来+入院]の限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額
注2 年間(8月～翌年7月)の限度額は、144,000円です。
注3 []内は過去12カ月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額

高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額が変わります **改正**

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、後期高齢者被保険者が医療にかかり、また介護サービスを並行して受けた場合において、それぞれにおいて1年間(8月1日～翌7月31日)に自己負担した合計額(高額療養費や高額介護サービス費などで支給された額を除く。)が世帯単位の算定基準額を超える場合に、お住まいの市町村担当窓口へ申請して広域連合が認めた場合、算定基準額を超えた分が支給される制度です。

その算定基準額が、平成30年8月から右表のとおり変更されます。

所得区分		算定基準額
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
一般(下記の区分Ⅰ、Ⅱ以外)		56万円
区分Ⅱ(世帯全員が非課税者であるが所得がある)		31万円
区分Ⅰ(世帯全員が非課税者で所得が0円)		注 19万円

医療費または介護サービス費のどちらかの自己負担額が0円の場合は支給されません。
計算結果が500円以下の場合には支給されません
注：介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です。